

群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター規程

平成18. 4. 1 制定

改正 平成23. 7. 21 平成26. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学大学教育・学生支援機構規則第3条第3項の規定に基づき、学生支援センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、群馬大学（以下「本学」という。）における学生の生活及び就職活動に対する支援並びに修学に係る相談等を適切かつ円滑に行うこととする。

(業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生生活の支援に関すること。
- (2) 学生の相談に関すること。
- (3) 就職の支援に関すること。
- (4) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(職 員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの主担当を命ぜられた教員
- (4) その他必要な職員

(センター長)

第5条 センター長は、学長が指名する理事をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、2人以内とし、本学の教員のうち学長が指名する者をもって充てる。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときはその職務を代行する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第7条 センターの円滑な運営を図るために、学生支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

(事 務)

第8条 センターの事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成23年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。